



鳥取県公報

平成15年12月26日(金)
第7548号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|--|---|
| 告 示 | 産業廃棄物再生利用業に係る指定基準の一部改正 (769) (循環型社会推進課) | 1 |
| | 大規模小売店舗の新設の届出 (770) (経済交流課) | 2 |
| | 土地改良法による換地計画の決定 (771) (耕地課) | 3 |
| | 公共測量の実施 (772) (管理課) | 4 |
| | 県道の区域の変更 (773) (道路課) | 4 |
| | 県道の供用の開始 (774) (") | 4 |
| | 都市計画法第66条による告示 (775) (都市計画課) | 5 |
| | 鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関の 名称等の一部改正 (776) (審査課) | 5 |

告 示

鳥取県告示第769号

産業廃棄物再生利用業に係る指定基準 (平成7年鳥取県告示第303号) の一部を次のように改正する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>1 再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物 (以下「対象産業廃棄物」という。) の再生輸送 (再生利用のための対象産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。) を業として行おうとする者に対する指定の基準</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当</p> | <p>1 再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物 (以下「対象産業廃棄物」という。) の再生輸送 (再生利用のための対象産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。) を業として行おうとする者に対する指定の基準</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当</p> |

しないこと。

- 2 対象産業廃棄物の再生活用（再生利用のために対象産業廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。）を業として行おうとする者に対する指定の基準
 (1)～(7) 略
 (8) 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

しないこと。

- 2 対象産業廃棄物の再生活用（再生利用のために対象産業廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。）を業として行おうとする者に対する指定の基準
 (1)～(7) 略
 (8) 法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

鳥取県告示第770号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) Vrex 21米原店
 米子市米原二丁目1 - 2
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 塩谷林業株式会社 代表取締役社長 塩谷真司
 米子市角盤町四丁目38
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 株式会社アクシス 代表取締役社長 本池重幸
 米子市富士見町二丁目71 - 2
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 平成16年8月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,271.9㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 109台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 30台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 なし
 - イ 面積 0㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 27㎡

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社アクシス 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前2時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午前2時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 1か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 荷さばき施設 なし

イ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後5時まで

7 届出年月日

平成15年12月2日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成15年12月26日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

11 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る船郡地区（下野工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年12月26日から20日間

3 縦覧に供する場所

船岡町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第772号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（地図作成業務）
- 2 作業期間 平成15年11月26日から平成16年3月25日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町多里から同町新屋まで

鳥取県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年12月26日から3週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-------|-----------------------------------|-----------------|-----------------|
| 米子環状線 | 変更前 | 米子市目久美町127 - 3地先から同市昭和町72 - 6地先まで | 7.0 ~ 20.0 | 776.0 |
| | 変更後 | 米子市目久美町127 - 6地先から同市昭和町64 - 7地先まで | 7.0 ~ 20.0 | 684.0 |
| | | 米子市目久美町128 - 2地先から同市昭和町72 - 6地先まで | 18.0 ~ 30.0 | 1,017.0 |

鳥取県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年12月26日から3週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

| | | |
|-------|-------------------------------------|-------------|
| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
| 米子環状線 | 米子市目久美町128 - 2 地先から同市昭和町72 - 6 地先まで | 平成15年12月26日 |

鳥取県告示第775号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 3・3・9号米子駅陰田線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
(1) 収用の部分 平成14年中国地方整備局告示第88号の事業地に陰田町を加える。
(2) 使用の部分 なし

鳥取県告示第776号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成16年1月1日から施行する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---------------------------|---------------------|---------------------------|-------------|
| 3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。） | | 3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。） | |
| 名 称 | 取 扱 店 舗 | 名 称 | 取 扱 店 舗 |
| 略 | | 略 | |
| 株式会社島根銀行 | 鳥取県内に所在する支店 | 株式会社島根銀行 | 鳥取県内に所在する支店 |
| 株式会社みずほ銀行 | 日本国内に所在する本店、支店及び出張所 | 株式会社みずほ銀行 | |

| | |
|--------------|-------------|
| 株式会社中国銀行 | 鳥取県内に所在する支店 |
| 中央三井信託銀行株式会社 | |
| 商工組合中央金庫 | |
| 中国労働金庫 | |
| 略 | |

| | |
|--------------|--|
| 株式会社中国銀行 | |
| 中央三井信託銀行株式会社 | |
| 商工組合中央金庫 | |
| 中国労働金庫 | |
| 略 | |